

# 関西メディアタイアップPR事業 公募型企画プロポーザル募集要領

## 1 事業の目的

各種メディアを活用し、伊丹 - 福島間の定期便利用旅行商品の広報を促進し、大阪・関西方面から福島空港を利用した本県への誘客を拡大させることで、福島空港大阪定期便利用者の増加、東日本大震災後の原発事故に伴う風評被害の払拭・風化対策及び観光振興を図ることを目的とする。

## 2 事業の概要

### (1) 委託事業名

関西メディアタイアップPR事業

### (2) 委託業務内容

別紙「仕様書（案）」のとおり

### (3) 委託予定期間

委託契約締結の日から令和8年3月16日（月）まで

### (4) 委託契約上限額

**金8,433,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）**

この上限額以下の金額で委託業務を受注し、確実に実施可能な提案を行うこと。

※見積書の作成にあたり、消費税及び地方消費税率は10%で算定すること。

## 3 スケジュール

日 時	内 容
令和7年6月11日（水）	公募開始
令和7年6月17日（火）17時まで	質問書の提出期限
令和7年6月18日（水）	質問書への回答
令和7年6月23日（月）17時まで	参加申込書の提出期限
令和7年6月27日（金）17時まで	企画提案書等の提出期限
令和7年6月下旬 予定	審査結果の通知
令和7年7月上旬 予定	契約締結

#### 4 参加資格について

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる参加者の資格要件全てを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、本県及び国の機関等における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。
  - ア 役員等（企画提案書を提出する者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。
  - イ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者。
  - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者
  - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- (5) 県税を滞納している者でないこと。
- (6) 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。

#### 5 募集要領等の入手方法

募集要領及び各種様式については、福島県観光交流局空港交流課のホームページからダウンロードすること。

なお、空港交流課窓口や郵送等での配布は行わない。

## 6 質問書の受付及び回答

- (1) 質問の受付
  - ア 提出期限  
3で定めるとおり
  - イ 提出方法  
質問書（様式第1号）により、電子メールにより提出すること。  
なお、書面以外の方法による質問の受付は行わないものとする。
- (2) 回答の方法  
競争上の地位、その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、3で定める期限までに空港交流課のWebサイト上に掲載する。

## 7 参加申込書の提出等について

プロポーザルに参加する意思のある者は、以下により必要書類を提出すること。

なお、この提出がない者の企画提案は受け付けない。

- (1) 提出書類
  - ア 参加申込書（様式第2号）
  - イ 会社の概要や実施業務分野が記載されたパンフレット等
- (2) 提出期限  
3で定めるとおり
- (3) 提出部数  
1部
- (4) 提出方法  
郵送、持参又は電子メールによるものとする。

## 8 提案書の提出等

プロポーザルに参加する意思のある者は、7の参加申込をした上で、以下により必要書類を作成、提出すること。

- (1) 提出書類
  - ア 提案書（様式任意・記載内容については9のとおり）  
A4横・カラー両面印刷・20ページ以内（表紙を除く）
  - イ 参考見積書（様式任意）  
業務の各項目に対応した内訳を記載すること
  - ウ 本業務に類似した業務受託実績一覧  
契約相手方、契約名、契約日、受託期間、契約金額を記載すること
- (2) 提出期限  
3で定めるとおり
- (3) 提出部数  
7部
- (4) 提出方法  
持参又は郵送すること（郵送による場合、提出期限内必着とする。）。  
なお、電子メールによる提出は受け付けないものとする。

## 9 企画提案書類の記載内容について

原則として、事業者の特長を活かした自由提案とするが、仕様書の内容及び下記(1)～(7)の内容について盛り込んだうえ、事業費内に収まるように積算し提案すること。

- (1) 本事業に対する、事業者の考え方
- (2) 事業者の特徴及び特徴を生かした旅行客獲得（拡大）のための手法
- (3) 広報を予定している旅行商品の概要及び催行予定時期  
※提案書類作成時点での仕入状況による情報も可とする。その場合、仕入段階の情報である旨を付記すること。
- (4) メディア展開の内容、方法、回数及び作業スケジュール案
- (5) 本事業実施により見込める効果
- (6) 事務局の運営体制及び進行管理方法
- (7) その他、業務委託仕様書で示す内容

## 10 提案書の無効

次の各号の一つ以上に該当する場合、参加申込書及び提案書（以下提案書等）は無効とし、プロポーザルに参加できないものとする。

- (1) 提出者が上記4に定める参加資格等を満たしていない場合。
- (2) 同一の者が2つ以上の提案書を提出した場合。
- (3) 提案書等の提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合。  
なお、提出期限の日までに提案書等が到着しないことを理由に提案書等を無効とした場合、一般書留又は簡易書留等による配達記録を有さない者からの異議は受け付けないものとする。
- (4) 虚偽の内容が記載されている場合。
- (5) 委託契約上限額の範囲内に収まっていない場合、提示した業務内容と大きくかけ離れている場合、又は提案内容に対して見積もりが不適切な場合。

## 11 提案書等の取扱い

提出された提案書等の取扱いは、次の各号による。

- (1) 提出された提案書等は返却しない。
- (2) 提案書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された提案書等は、空港交流課がその審査及び説明を目的として、提案書等の写しを作成し使用することができるものとする。
- (4) 提出された提案書等は、福島県情報公開条例（平成12年条例第5号）に基づく情報公開請求の対象となる。
- (5) 提出書類を提出した後に辞退する際は、辞退届（任意様式）を提出すること。

## 12 業務委託業者の選定方式

### (1) 公募型企画プロポーザル方式

提案された企画提案書を別途設置する「プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」）が審査を行うものとする。

各参加者からの企画提案書を書類審査により総合的に評価し、業務委託予定者（随意契約の予定者）を選定する。

### (2) 審査基準及び配点

審査項目	評価の視点	配点
<b>業務遂行能力等</b>		<b>20点</b>
業務体制	業務を実施する上で十分な体制であるか。また、業務を確実に実行できるか。	5点
スケジュール	業務を円滑かつ効果的に実施できるスケジュールであるか。	5点
業務実績	本業務と類似の業務の受注実績があるか。また、旅行客獲得（拡大）に関し、特筆すべき業務成果はあるか。	10点
<b>企画提案内容</b>		<b>80点</b>
実施方針（業務理解）	本事業の目的や業務内容を理解しているか。	10点
企画性①	旅行客獲得（拡大）のための手法は、十分な効果が見込まれるものであるか。	20点
企画性②	広報予定の旅行商品の概要及び催行時期は、旅行客獲得（拡大）に向けて、効果が期待できるものであるか。	5点
企画性③	メディア展開による広報の手法は、大阪・関西圏において広く周知が期待でき、伊丹 - 福島間の定期便を活用した旅行商品の魅力を十分に伝えられるものか。	15点
企画性④	メディア展開の回数は、大阪・関西圏において広く周知が期待でき、伊丹 - 福島間の定期便を活用した旅行商品の魅力を十分に伝えられるものか。	15点
独創性	その他、仕様書に記載されていない事業効果を高めるための活用可能な提案はあるか。	10点
業務経費	・業務経費は適正であるか。 ・仕様書及び提案書内容との整合性があるか。	5点
		<b>100点</b>

(3) 評価方法

- ア 書面により審査を行う（プレゼンテーションは行わない。）。
- イ 審査項目毎に評価点を付す。
- ウ 評価基準は以下のとおりとする。

評価点				評価
20点満点	15点満点	10点満点	5点満点	
20～17	15～13	10～9	5	優れている
16～13	12～10	8～7	4	やや優れている
12～9	9～7	6～5	3	普通
8～5	6～4	4～3	2	やや劣る
4～1	3～1	2～1	1	劣る

エ 評価点の算出式

評価する審査委員の評価点の合計点数とする。

(4) 業務委託予定者

- ア 審査会において審査委員ごとに企画提案書の評価・採点を行い、評価点平均が60点以上で評価点の合計が最も高い者を業務委託予定者とする。  
その際、同評価点の企画提案者が複数あった場合は、低価格者を業務委託予定者とする。
- イ 企画提案者が1者のみであるときは、評価点平均が60点以上となった場合に、当該企画提案者を業務委託予定者とする。

### 13 審査結果の通知

(1) 期日

3で定めるとおり

(2) 発表方法

企画提案書を提出した参加者に対して、書面にて通知する。

また、審査結果を空港交流課のWebサイト上に掲載し、業務委託予定者を公表する。

選定されなかった者は、選定されなかった理由をその通知の日の翌日から起算して2週間以内に審査結果開示請求書により求めることができる。

また、その開示は書面にて行い、請求書が到達した日から起算して10日以内に通知する。

なお、開示の内容は「請求者及び選定された業務委託予定者の企業名とそれぞれの審査時の総得点及び各審査委員の順位の平均」とする。

## 14 契約手続

### (1) 仕様書の協議

業務委託予定者と県が協議して、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結する。

仕様書の内容は、業務委託予定者が提案した内容を基本とするが、提案内容のとおり反映されない場合がある。

### (2) 契約金額の決定

協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴取し決定する。

なお、見積金額は委託費の上限額を超えないものとする。

### (3) その他

この手続きに参加した者が、参加資格のいずれかを満たさないこととなった、または見積徴取の結果、契約締結に至らなかった場合は、審査結果において総合評価が次点であった者と契約の協議を行う。

## 15 その他

(1) 受託者は、県で実施する他の関連事業との相乗的な効果発現に向けた協議・調整などに応じるものとする。

(2) 本事業の実施に必要な資材は可能な限り県内企業から調達すること。

(3) 企画提案のあった規模を下回することはできないため、実現可能な提案とすること。

仮に実施計画書の内容を実施できない場合には、県と協議の上、それに匹敵する内容、活動に変更することが可能であるが、内容によっては委託料の減額となることがある。

## 16 問い合わせ先（事務局）

福島県観光交流局空港交流課（担当：秋葉）

960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号（福島県庁西庁舎11階）

電話 024-521-7127 FAX 024-521-7913

E-mail: fkskuko@pref.fukushima.lg.jp